

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 第2回教育に関する事務の点検・評価委員会
事務局（担当課）		庶務課
開催日時		令和6年12月11日（水）午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所 教育委員会室（本庁舎8階）
議 題		評価対象事業のヒアリング及び質疑応答 （1）不登校対策の強化 （2）いじめ防止対策の推進
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員 (敬称略)	福本 みちよ 宮澤 晴彦 原 まり子
	その他	教育長、教育施策推進担当課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長
	事務局	庶務課長

審 議 経 過

発 言 者	発 言 要 旨
福本委員長	定刻になりましたので、ただいまより第 2 回教育に関する事務の点検・評価委員会を開会いたします。事務局より本日の傍聴についてご報告をお願いいたします。
岩間庶務課長	本日、傍聴希望者はいらっしゃいません。
福本委員長	それでは本日の議題に入る前に、前回の検討会で議論させていただいた「子どもスキップの運営」について、追加でお願いした事項がございます。今回、新たに資料の追加がありますので、村山放課後対策課長よりご説明をお願いいたします。
村山放課後対策課長	【前回議事「子どもスキップの運営」について追加説明】
福本委員長	ありがとうございました。今の説明を踏まえ、何か質問や意見がございましたらお聞かせください。
宮澤委員	事業費が減少した理由については、交付が一回限りということは理解しました。それから子どもたちの事故が減ってきていることがわかり、非常に良かったと思います。 一点だけ質問があります。指導員の退職や欠員についても、令和 5 年度に比べ令和 6 年度はかなり減ってきたようですが、なぜ学童指導専門員だけ欠員が続いているのでしょうか。難しい資格要件などあるのでしょうか。
村山放課後対策課長	学童指導員とは特に資格要件に差はありませんが、学童指導員をまとめる立場のため責任が重く、なかなか成り手がいないのが現状です。
宮澤委員	欠員がいるものの、退職が減ったということは、かなりの努力があったと思います。
福本委員長	職員に対して研修など様々な取り組みを行っていることなど、本日の最終資料を踏まえ、最終的な評価を考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。 それでは議事に入らせていただきます。議事 1、不登校対策の強化について説明をお願いいたします。
木田教育センター所長	【議事（1）不登校対策についての説明】
福本委員長	今の説明を受けて、意見や質問を承りたいと思います。
宮澤委員	不登校児童・生徒数の推移はどこかにあるのでしょうか。どのように推移しているかが気になります。さまざまな理由で不登校児童・生徒が増減することは理解していますが、実数としてどんな数になっているか、どこかに出ているのでしょうか。

木田教育センター所長	今回添付した資料の中には含まれていないので、後ほど追加しておきます。口頭での報告になりますが、小学校で令和5年は156名で、令和元年が65名でしたので約2倍になっています。中学校は令和5年が218名、令和元年が109名のため、ちょうど2倍となっています。国や都の増加に関しても約2倍程度に、5年間で増加しています。宮澤委員のおっしゃる通り、原因は様々で、コロナの影響などで学校から足が遠のいているのが現状です。
宮澤委員	もう一点、バーチャルラーニングプラットフォームについて、子どもたちからはどのような声があるのでしょうか。またこの事業は今後広めていく予定なのでしょうか？
木田教育センター所長	こちらの事業は今年度スタートし、試験的に適応指導教室で実施しました。不登校のお子さんにアカウントを与え、入り方も適応指導教室で教えて、まずはそのバーチャル空間に入ってもらう形にしました。支援員もそのバーチャル空間の中にいて、何かあったら他の支援員に相談できるのですが、ただいるだけでは子どもたちも飽きてしまったり、何をして良いかわからなくなります。いきなり友達とチャットで交流するのもなかなかハードルが高いため、まずは本部の指導主事がティーチャーとなって、イベントを企画しています。 例えば、アバターで動くことができ、みんな自分の好きな動物の姿になれます。その仮想空間の中で自分を出し、鬼ごっこやしりとりなどのイベントを企画して参加させると、子どもたちがオンラインで声を発したりしながら交流を図ることができました。 当初は適応指導教室のみでスタートしましたが、学校側が安全性やトラブルを心配していたため、検証し支持が得られたので、9月からは区内の不登校のお子さんたちに、スクールソーシャルワーカーを通じてアカウントを配布しました。家庭からの入り方はスクールソーシャルワーカーと一緒に教え、実際に入っているお子さんもいます。 その中で「楽しかった」「小さな教室に行ってみたくなった」といった声も聞かれました。実際に来ているお子さんもいます。
宮澤委員	ということは、ゆずの木教室のバーチャル版ということですね。つまり、ゆずの木教室に行けないけれど、家からだけなら利用できるということで、それもいずれ教室に入っているとカウントされるということですか？
木田教育センター所長	柚木に在籍していて通っていないお子さんもいますし、在籍していなくても中学校で不登校になっているお子さんもいらっしゃいます。家を出られないお子さんに対しても、学校と相談の上、判断してアカウントを与えています。バーチャルであれば参加できるという場合は、そのバーチャルにだけ入って、少しでも「ゆずの木教室を見てみたい」と思ってくれば、家を出て柚木教室に来るようになれるのではないかとこの形で現在取り組んでいます。
宮澤委員	学びの場を広げるという点ではとても良いと思いますが、ちなみに、こちらのコースは登校日数にカウントされないのですよね？

木田教育センター所長 宮澤委員	今のところは、そうですね。 わかりました。
福本委員長	何か他にご意見があればお聞かせください。 それでは私の方から細かい質問をさせていただきたいと思います。まず、この事業の対象についてですが、保護者も入っていますよね？ 保護者に対しては、進路説明会のところには表記がありましたが、それ以外に何か保護者に対して策をとっていることがあれば教えてください。 それから、バーチャルランニングプラットフォームについてですが、今年度スタートということで、まずは使ってもらうところからスタートするのはとても良いことだと思います。ただし、3 力年計画ぐらいのイメージを持った際、ずっとそれで良いのか。この取り組みは一つのステップにしかすぎないと思います。 いずれ、この取り組みが定着していった場合に、次の事業展開を考えているのでしょうか。 また、今の説明の中で、現時点では問題はないという発言をされていましたが、本当にそうなのかは心配です。バーチャルの世界には想定される課題やトラブルがあると思うので、それに対する対策はどのように考えているのでしょうか。 それから、保護者に対して進路に関する懇談会をされているということですが、保護者の方がこの事業をどのようにとらえているのか、また要望や声を拾っているのであれば教えていただきたいです。 たくさんのご質問があり申し訳ありません。次に達成状況に関する質問ですが、成果指標について、令和 5 年度計画の数値が 100%なのに対して実績が 89.8%という状況です。逆に言うと、なぜ 100%にならないのかという疑問があります。 最後の質問ですが、事業費のところで、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて予算が大きく増えていると思いますが、なぜ増えたのかを教えてください。今の質問全部お答えいただかなくても、大事だと思うところだけお答えいただければ結構です。
木田教育センター所長	まず保護者に対しての支援についてですが、特にスクールソーシャルワーカーが学校に配置されている場合は、教員からの相談だけでなく、不登校のお子さんや保護者ともつながることができます。例えば、福祉が必要であれば福祉につなぐこともありますし、子どもが不登校になった際、家庭訪問を行い、保護者の悩みやお子さんの状況を聞いて、どう接すると良いのかというアドバイスを行っています。 バーチャル・ランニング・プラットフォームについては、まず使うことが重要です。学校が心配されていたのは、他地区との交流や、バーチャルなので様々な人が入れるのではないかということでしたが、この仮想空間は豊島区のアカウントを持った子どもたちだけが入れる仕組みとなっています。そのアカウントはしっかり管理され、会話のチャットのログは全て残ります。例えば、悪口を言った場合などの情報も残

	るため、抑止力にもなります。また、何かあればすぐにこちらに連絡が来る体制にもなっており、安全性は保たれています。 進路懇談会では、保護者から、不登校のお子さんがどの学校に進学できるのかが把握できたとの声を多く聞いています。豊島区では、適応指導教室などに多くの資料があるため、それを参考にしたいという声が寄せられています。 ただし、個別の支援が全ての家庭で行き渡っているわけではありません。なかなか 100%にはならない理由には、学校が関わろうとしているときに、保護者が全く関与しなかったり、極端なケースでは「うちは学校になんて行かなくても良い」と思っている方もいらっしゃるからです。 なので、100%にするのは難しいですが、今後は配置型の SSW が入っていくことで、福祉につなげたり、家庭への介入を強化していければと考えています。
宮澤委員	すいません一点。SSW の全中学校区配置については令和 5 年度からですか？
木田教育センター所長	SSW については、令和 5 年度の後半から配置が始まり、令和 6 年度から正式に学校に常駐する形になりました。中学校には週 3 日常駐し、残りの日にちで小学校を巡回しています。小学校については週 1 日 SSW が常駐しているという形になっています。
宮澤委員	とても良い取り組みだと思いますが、小学校としては、もっと増やしてほしいという声も上がっています。是非拡大してほしいと当時から意見がありました。
福本委員長	宮澤委員のお話を受けて、SSW の効果というものが、対保護者対子どもというものの以上のものであるのではないかと、その効果を多角的に分析できると、この事業を豊島区がモデルとなって、全国に発信ができるのではないかと思いますので、2 次的、3 次的な効果も含め分析していただければと思います。
原委員	資料に記載のある、卒業生の声について。教室に通っている子たちには、卒業生の体験談が良い影響を与えると思う。こう言った取り組みを続けていただきたいと思う。 あと、先ほど宮澤委員が SSW について少しお話ししていたが、私も小学校にもう少し SSW が配置されるといいのではないかと思います。
木田教育センター所長	小学校校長会からも同様の要望が出ていますので、今後小学校についても支援の拡大を検討していきたいと考えています。
福本委員長	それでは次の議事に進みたいと思います。議事 2 「いじめ防止対策の推進」について説明をお願いします。
丸山指導課長	【議事（2）いじめ防止対策の推進についての説明】
福本委員長	ありがとうございました。今の説明を踏まえて、何か質問や意見がございましたらお聞かせください。

宮澤委員	まず一点、重大事態について。令和 4 年度のことが 5 年度に上がってくるということは、5 年度は特に重大事態案件がなかったということですよ。
丸山指導課長	令和 4 年度以降重大事態案件はありませんでした。
宮澤委員	いじめは子どもに端を発することだとは思いますが、保護者間がうまくつながらないとか、情報共有等がうまくできてないとかあると思いますが、保護者同士の交流がどのように行われているのか把握されていますか。
丸山指導課長	コロナ禍で一旦保護者間の交流が途切れたということはありません。保護者同士の交流に関しては重要な課題だと認識しています。コロナ明けから学校によっては、土曜日を利用して保護者同士、保護者と子どもがレクリエーションを行うなど、交流を促進する試みが広まってきています。
宮澤委員	もう一点ですが、いじめの解消率について。ベースは 3 か月で解消したかどうか判断だったと思うのですが、もう少し様子見が必要だからいじめ解消ではないとかそういった判断はできたのでしょうか？
丸山指導課長	はっきりとした定義はありません。判断は各学校によって異なっているのが現状です。
宮澤委員	今後データを一元化し、見守りという形で整理する必要もあると感じています。この点について何か意識されていることがあるのでしょうか？
丸山指導課長	令和 5 年度の時に指標としてあがっているのですがこのまま使っていますが、昨年度のいじめ防止対策委員会でこの議題が上がって、先生が言われるように数値として切っていくのか、心としてまだ見守っているとすることかということで、令和 3 年度では切っていたかもしれないということ。数字としての価値が、曖昧になってきているので、令和 5 年度の時点で計画を立てているので変更せずにこのままですし、令和 5 年度 6 年度もそのような説明をいじめ防止対策委員会では上げております。
福本委員長	よろしいですか。
宮澤委員	最後に、課題のところにいじめ重大事態の調査報告を受けた再発防止策、これはどういう意味が分かりません。調査報告を基にしたということですか。
丸山指導課長	調査報告書に至らないことと提言が挙げられていて、それを受けて作ったものが再発防止策なので、このような書き方になっています。
岩間庶務課長	いじめの調査委員会から重大事態の調査報告が、今年の 3 月に上がってきました。報告書の中で 17 の提言を受けまして、例えば、先生方のいじめのとらえ方の違いがあったり、マニュアルがしっかり整備されていない、保護者に対しての傾聴の姿勢が不足しているなどの 17 の指摘を受けましたので、それに対する再発防止策を教育委員会として 8 月に取りまとめました。その取りまとめた再発防止策を各区立小中学校に周知をして、各学校でしっかり対策を講じるようにと今、徹底をしているところ

	でございます。
宮澤委員	報告書の提言をもとにした再発防止策ということですね。
福本委員長	これは、令和 5 年度の話ですか。
岩間庶務課長	いじめの重大事態があったのは、令和 4 年です。そこから教育委員会で第三者委員によるいじめ調査委員会を令和 4 年の 8 月に立ち上げて 2 年間保護者への聞き取り調査をして報告書が上がってきたのが、今年の 3 月です。
福本委員長	これは、その報告書を受けて令和 5 年度は、すべては書けない内容になるわけですね。令和 6 年度には出てくるというタイムラグがどうしても出てきてしまうということですね。
宮澤委員	2 年かかるのですか。
岩間庶務課長	はい。20 回の調査をしました。
福本委員長	よろしいですか。 原委員お願いします。
原委員	資料 2 の補足資料、子どもの権利擁護委員のところの子どもの権利ですが、私は民生委員をしまして、東京都の方で子どもの人権というカルタがあります。そのカルタを豊島区 5 つの各グループに配布しました。今回区民ひろばで、民生委員と一緒にカルタをしようと思った時に、子どもが、例えばカルタの虐待という言葉の家で話したときに、親御さんが驚いて問題になってしまうのではないかという話題が出ました。子ども用に作ってあって、民生委員からするといい内容ですが、カルタをしていいのかどうか。どのように考えたらいいのか。もう一点は、民生委員と連携した事例というところで、民生委員にも入ってもらいたいと書いてありますので、いじめ対策委員会というのは、どのような人たちが入っているのか教えていただきたいです。また、いじめ対策委員会は各学校全部にありますか。
丸山指導課長	子どもの権利カルタについては、子どもの権利を学習するために作られたものだと思いますし、読み札が学びやすく、活用していただきたいと思いますが、大人が子どもの権利をまだ分かっていないので、大人への啓発が必要だとお話を聞いていて思いました。次に民生委員と連携した事例ということで、いじめ対策委員会の方には、学識経験者、大学の先生などがいらっしゃいます。令和 6 年度には民生委員の方も PTA、校長先生の代表の方も入っています。
原委員	各学校にあるのではなく、豊島区としてですね。
丸山指導課長	はい。
福本委員長	よろしいですか。 私から 2 点ほど気づいた点です。 先程のいじめの解消率の話です。どうしても評価は、指標になってしまったので、豊島区の取組が的確に見ることができる指標でなともったいない

	と前回の委員会の時も出ました。解消したもの、3 か月とおっしゃったと思いますが、解消したものと見守りに移行したものというように分ける。そうすると解消率は下がり、見守り率は上がるということになりますよね。この方が実態に即していると思います。今から指標を変えるのは無理だと思いますが、今後のことを考えると実態に応じた指標の在り方を考えるべきだと思います。見守り移行率みたいなものが入った方が学校は安心するのではないかと思ったことが一つです。もう一点、先程土曜日に保護者を入れているイベントの話をしていただきましたが、それは令和5年度の話ではなくて令和6年度の話ですか。
丸山指導課長	令和4・5年度です。
福本委員長	これも、前回の話につながるかもしれませんが、先程指導課長が説明してくださったことをそのまま成果として書いたらどうかと思いました。教員研修の中にも毎回いじめのテーマが必ず入ってくるという話ですとか、豊島区の場合はこの事業は、保護者も入っていて保護者の啓発というところが、いじめ解消には非常に大事だと思っているので、そのようなイベントが、学校現場で行われているんだと思います。であるならば、それは豊島区の成果として、よくあるいじめ対策ではなくて、豊島区なりの取組をしているということだと思うので、成果に入れない手はないと思いますが、いかがでしょうか。
丸山指導課長	まず、解消については、いじめ総合対策の中では3 か月が目安であって、その後被害の重大性なり、必要な判断とされる場合には3 か月以上を設定できると書かれていて、問題行動調査としての結果をとっているもので、ずっとそのようにしていました。ただし、今ご指摘いただいたような数値にすると、学校のやる気が出るのかなと思いました。問題行動調査としては、とっていかねばなりません、豊島区いじめ防止対策委員会としての取り方として、一つ問題は増えますが、見守り移行率の標記というヒントをいただきました。また、成果については、是非入れたいと思います。
福本委員長	このまま公表されるものなので、なるべくいい意味でも実態を区民の皆様知っていただけるシートにした方がいいかなと思いました。他、いかがでしょうか。
宮澤委員	おそらくこれは令和5年だと思いますが、教育センターの下に子ども相談室みたいなものを作りませんでしたか。あれは、どのような稼働になっていますか。
丸山指導課長	まさに、子ども権利相談室ということで設置されていました。
宮澤委員	有効に活用されていましたか。相談する児童は結構いますか。
丸山指導課長	自主的な相談もありますし、いじめの時に親同士になってしまって、子どもが置いてけぼりになる事例が多々あります。そのようなときに権利相談室をご案内しますと、弁護士の方々が、親御さんに「子どものことを考えませんか。」と上手にお話しくださって、学校と離れた弁護士という立場で言うので、親御さんも落ち着くようです。
福本委員長	ありがとうございました。

	議題に関しては、ここまでということによろしいでしょうか。 本日は不登校対策の強化という観点といじめ防止対策の推進という観点について議論をさせていただきました。総じて両方に言えることかと思いますが、この後、効率性・有効性ということで、評価をしていかなければなりません。その時に、両方に言えることは、この区の点検評価の場合は、指標が大変大事になっていくわけです。繰り返しになりますが、この指標で実態が図れるのか不安になります。豊島区がオリジナルでやっていること、他の自治体にもいいインパクトを与えるようなことをやっていることが、うまく表現しきれていないような気がしました。点検評価はジャッジすることも必要ですが、豊島区の取組が区民やそれ以外の方たちに伝えることができるということもとても大事なことです。宮澤委員から学校現場からの視点で見るとやっていることが沢山あるとご指摘がありました。事業シートのところで言い意味でアピールができるともう少し良くなるかなと思いました。これは、どのようにしますか。
岩間庶務課長	ご意見を踏まえて、事務局に持ち帰って修正をして、次回以降お示します。
福本委員長	それでは、以上で第 2 回教育に関する事務の点検評価委員会を閉会いたします。ありがとうございました。 —閉会—

提出された資料等	【資料1】教育に関する事務の点検・評価の実施について 【資料1(別紙1)】令和5年度教育に関する事務の点検 事業分析シート(様式) 【資料1(別紙2)】令和5年度教育に関する事務の点検 評価票(様式) 【資料2】令和5年度評価実施事業 取り組み状況報告書 【資料3】令和5年度教育に関する事務の点検 事業分析シート「子どもスキップの運営」 【資料3(別紙1)】令和5年度 子ども会議(利用者会議)開催実績 【資料3(別紙2)】施設別学童クラブ利用登録者数等の推移 【参考資料1】教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱 【参考資料2】教育に関する事務の点検・評価実施要綱
----------	---